

手数料一覧

< 性能評価業務 >

J C I A 日本建築検査協会株式会社

令和 7 年 1 月 1 日

性能評価の区分と手数料

(単位円／非課税) *1

区分		手数料	
法第 20 条 及び 令第 139 条、 令第 140 条、 令第 141 条 の認定に係る評 価	法第 20 条第 1 項第一号、 法第 20 条第 1 項第二号口、 法第 20 条第 1 項第三号口、 法第 20 条第 1 項第四号口 の認定に係る評価	床面積 ≤ 500 m ²	1,020,000
		500 m ² < 床面積 ≤ 3,000 m ²	1,150,000
		3,000 m ² < 床面積 ≤ 10,000 m ²	1,600,000
		10,000 m ² < 床面積 ≤ 50,000 m ²	1,690,000
		50,000 m ² < 床面積 ≤ 100,000 m ²	2,260,000
		100,000 m ² < 床面積 ≤ 200,000 m ²	2,590,000
		200,000 m ² < 床面積	3,240,000
		特定天井を有する場合の加算*2	+1,430,000
【構造安全性能】	令第 139 条第 1 項第三号又は第四号口（煙突及び煙突の支線） の認定に係る評価	1,150,000	
	令第 140 条第 2 項（鉄筋コンクリートの柱等）の認定に係る評価		
	令第 141 条第 2 項（広告塔又は高架水槽等）の認定に係る評価		

*1 消費税は非課税です。計画変更等不明な点はお問合せください。

*2 特定天井は、平成 25 年国土交通省告示第 771 号第 3 に定める基準に適合するもの、令第 39 条第 3 項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの又は平成 12 年建設省告示第 2009 号第 6 第 3 項第八号に定める基準に適合するものである場合のみ、性能評価範囲とします。

備考

- 1) 法第 20 条第 1 項第一号、第二号口、第三号口、第四号口及び特定天井（構造安全性能）のうち、既に評価を受けた計画の変更に係る評価にあっては、床面積の合計は当該変更に係る部分について算定するものとします。
- 2) 既に認定を受けた構造方法等の軽微な変更として性能評価を受ける場合は、建築基準法施行規則第 11 条の 2 の 3 第 5 項第三号に基づき、上表の区分に応じ、法第 20 条第 1 項第一号の認定に係る評価の場合は 1/3 の額（千円未満切り捨て）、それ以外の場合は 1/10 の額となります。
- 3) 第 1 回委員会以降に取り下げられた場合でも、所定の手数料をいただきます。また、評価中に、構造上重大な設計変更を行った場合におきましても、取り下げ扱いとさせていただきます。ご注意ください。
- 4) 委員会終了後 3 か月経過しても性能評価提出図書のご提出が無い場合は、申請取り下げ扱いとさせていただきます。ご注意ください。
- 5) 評価終了後に構造上重大な設計変更を行った場合、本評価結果が無効となる場合がありますので、ご注意ください。